

被扶養者に特定健康診査受診をすすめてください!

健康管理係
(082) 513-4956

特定健康診査は、生活習慣病につながるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診です。40歳から74歳までの被扶養者の皆様に特定健康診査を受診していただけるよう、6月下旬に被扶養者の御自宅へ受診券を送付しています（※）。

特定健康診査は受診券があれば無料で受診できます。ぜひ健康管理にお役立てください！

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況により受診できる時期が変動する可能性がありますので、健診機関等のホームページを確認の上、御予約・御利用ください。

また、受診券を紛失された場合は、再発行しますので御連絡ください。

※ 1年を通じて被扶養者である方を対象にお送りしています。今年度の途中で新たに被扶養者になった場合など受診券を受け取っていない方で、特定健康診査を未受診で、受診を希望される場合はお問い合わせください。

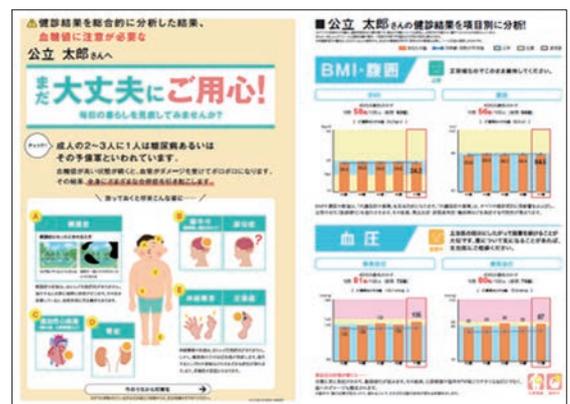
健康情報提供冊子「QUPiO+」を配付します

健康管理係
(082) 513-4956

生活習慣病対策の一環として、特定健康診査結果^(注)に基づく個別性の高い健康情報冊子「QUPiO+（クピオプラス）」を10月以降、所属所を通じて順次お送りします。

健診結果を項目別に分析し、生活習慣病を発症するリスクの算出や健康に関するアドバイスなどがこの1冊にまとめられています。

あなたの健康状態や性別・年代に応じた、あなたに合う取組みも紹介されているので、できることから日々の生活に取り入れ、今後の生活習慣病予防に御活用ください。



対象者

令和2年度に達する年齢が40歳以上の組合員本人及び被扶養者で、令和2年度中に特定健康診査を受診した者

※ ただし、特定健康診査項目の結果データが全て揃っていない者、結果データの提供が遅い者は配付対象から除きます。

「QUPiO+（クピオプラス）」は生活習慣改善のヒントが詰まったあなた専用の健康冊子です。
是非、毎日の生活を見直してみませんか？

(注)特定健康診査は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、40歳から74歳までの組合員及び被扶養者を対象に、実施しています。